

(仮称) 西東京市個人情報保護法施行条例等の概要について

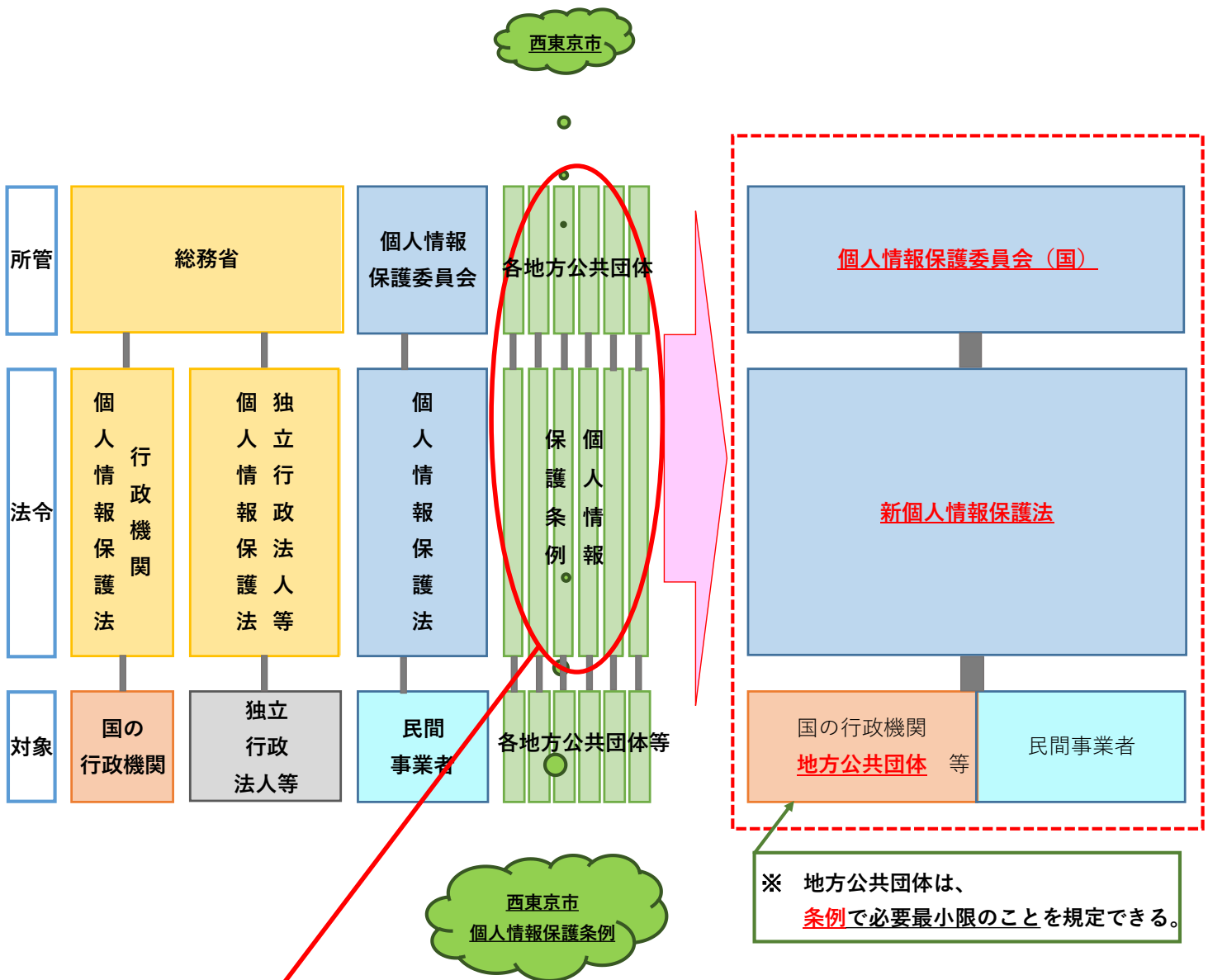
1 法改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）の改正に伴い、従来、個別の条例により運用されていた地方公共団体の個人情報保護制度は、個人情報保護法に統合されることとなります。

【法体系】

【現行】

【見直し後（R5. 4. 1以降）】



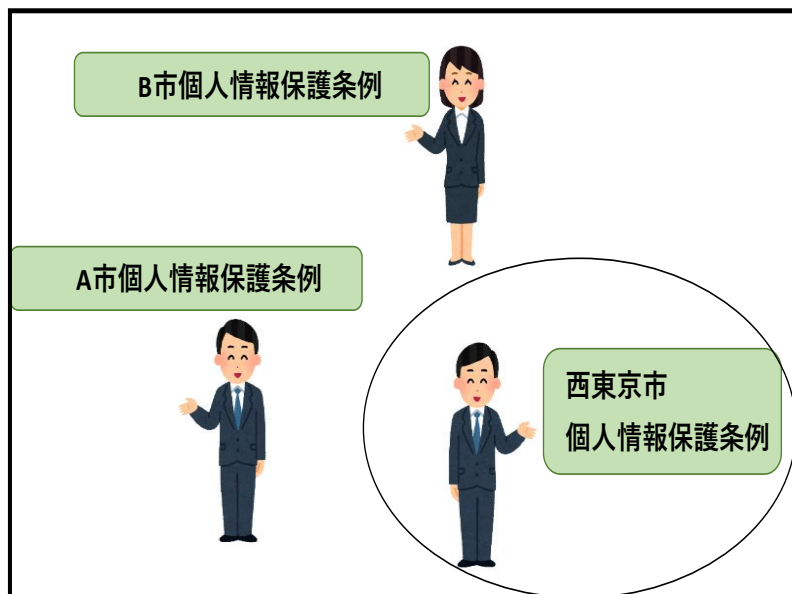
詳細は、次ページ

【新個人情報保護法と条例の関係性】

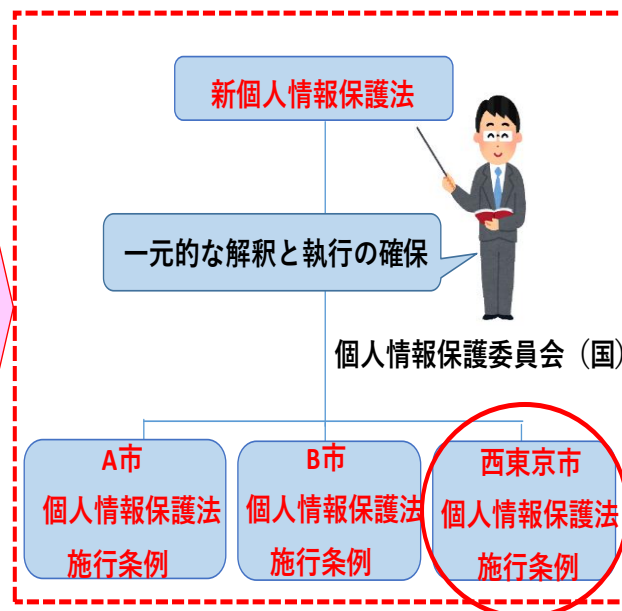
【現行】

【見直し後（R5. 4. 1以降）】

各地方公共団体が個別で規定



新個人情報保護法に基づき運用



現行の個人情報保護制度は、個別の条例等により、各地方公共団体ごとに規定内容に差異が生じています。そこで、各団体間の個人情報保護制度の規定を個人情報保護法に統一します。

2 (仮称) 西東京市個人情報保護法施行条例の主な規定内容

定義 … 2-1

個人情報取扱事務登録簿 … 2-2

開示決定の期限 … 2-3

開示請求に係る費用 … 2-4

個人情報保護審議会の設置 … 2-5

2-1 定義

定義

条例の適用範囲は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会です。

2-2 個人情報取扱事務登録簿の作成

個人情報取扱事務登録簿

現行の制度を移行

新個人情報保護法により、西東京市が1,000人以上の個人情報を取り扱う事務については「個人情報ファイル簿」の作成が必須となります。

西東京市は、1,000人未満の個人情報を取り扱う事務においても、独自で「個人情報取扱事務登録簿」を作成します。

西東京市がどのような個人情報を保有し、どのような目的に利用するのかを明らかにし、市民の皆様が自己情報について容易に開示請求等を行うことができるように、情報公開コーナー（田無庁舎5階）に「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務登録簿」を配架します。

2-3 開示決定の期限

（市民の皆様等から開示請求をいただいてから、西東京市が開示の決定をするまでの期限）

開示決定の期限

現行と一緒にです。

- ・ 開示請求→決定 14日
※他自治体から西東京市に事案の移送がされた場合にあっては、30日
- ・ 期間延長が必要な場合 +16日 →最大30日
※他自治体から西東京市に事案の移送がされた場合にあっては、+30日 →最大60日

※新個人情報保護法の規定による新制度

- ・ 事案の移送...他自治体が受けた開示請求だが、内容的に西東京市の事務に係るものである場合は、西東京市が開示決定等を行います。

2-4 開示請求に係る費用

開示請求に係る費用

現行と一緒にです。

西東京市が保有している文書等の写しの交付を希望される場合にかかる写しの作成に要する費用（コピー代）や、送付に要する費用（郵送代）は、**実費**を負担していただきます。

2-5 個人情報保護審議会の設置

個人情報保護審議会の設置

現行から引き続き設置します。

個人情報保護制度の適正な運営を図るため、西東京市の附属機関として、**個人情報保護審議会**（以下「審議会」といいます。）を設置します。

審議会は、学識経験を有する者等8人以内をもって組織する予定です。

3 (仮称) 西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例の主な規定内容

個人情報保護・情報公開審査会の設置 … 3-1

審査会の委員の人数・任命要件 … 3-3

3-1 個人情報保護・情報公開審査会の設置

個人情報保護・情報公開審査会の設置

現行と一緒にです。

開示請求に対する決定内容等に不服がある場合は、審査請求をすることができます。

審査請求について調査審議するために、西東京市の附属機関として、

個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」といいます。）を設置します。

3-2 審査会の委員の人数・任命要件

審査会の委員の人数・任命要件



審査会は、学識経験を有する者5人以内をもって組織する予定です。

現行と一緒にです。

4 今後のスケジュール

令和4年					令和5年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
パブコメ 実施		パブコメ 公表 (予定)	議会上程 (予定)	周知期間				条例施行 (予定)